

千葉県地域商業活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域商業の活性化を図るため、商工団体又は商店街団体等が主体となって取り組む事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによるほか、国の中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「商工団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商工会法（昭和35年法律第89号）第4条に規定する商工会
- (2) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2条に規定する商工会議所

2 この要綱において、「商店街団体」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合であつて、その組合員の大部分が中小小売商業又は中小サービス業に属する事業を営むものによって構成されているもの
- (3) 商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する事業協同小組合若しくは協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定を受けた公益法人を含む）であつて地方公共団体及び事業協同組合等が出資又は拠出しているもの
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第3号及び第4号に規定する中小企業者（以下「中小商業者」という。）5名以上で構成される法人格を有しない団体で、その構成員の3分の2以上が中小商業者であるもの
- (5) 前各号に掲げるものに類するものとして知事が認めるもの

3 この要綱において、「NPO法人等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）で、商店街団体との連携により、地域商業の活性化に資するもの
- (2) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第7号又は第15条第1項に規定する特定会社等

4 この要綱において、「商店街等」とは、商店街その他の商業の集積又は問屋街

をいう。

5 この要綱において、「商店街等組織」とは、次に掲げるものをいう。

- (ア) 商店街等を構成する団体であって、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。
- (イ) 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
- (ウ) (ア)又は(イ)に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

6 この要綱において、「民間事業者」とは、当該地域のまちづくり、商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）又は団体（商店街等組織及び地方公共団体を除く。以下同じ。）であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。なお、次のいずれかに該当する者を除く。

- (ア) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者である場合
- (イ) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円を超える中小・小規模事業者である場合

（補助対象事業及び経費等）

第3条 補助金の対象となる事業及び経費等は別表に定めるとおりとする。また、別表に掲げる事業に類するものとして知事が認めるものについては対象とすることができる。ただし、次に掲げるものについては、補助の対象としない。

- (1) 法令等に違反する事業
- (2) 特定の企業の利益のみを目的とした事業
- (3) 補助金交付先団体及び事業実施団体の役員等（会長、会頭、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のア、イ及びウのいずれかに該当する者であるときは、その事業

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそ

れがないと認められる者を除く。)

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 国、県における他の補助金の対象となった経費(ただし、地域商業機能複合化推進事業においては、国からの補助金の対象となった経費を対象とする。)

2 第1項の別表に定める事業のうち、施設整備事業、活性化推進事業(新規的事業)及び活性化計画作成支援事業は、市町村と共同して補助するものとする。また、地域商業機能複合化推進事業については、国、市町村と共同して補助するものとする。

3 第1項の別表に定める事業のうち、優先項目として知事が政策的に重要と判断する社会的課題に対応した事業は、他の一般項目の事業に対し、予算の範囲内において、規則第4条の決定に際して、優先した扱いとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、千葉県地域商業活性化事業補助金交付申請書(別記第1号様式)、誓約書(別記第2号様式)及び役員等名簿(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付す条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他知事が必要と認める条件

(承認申請)

第6条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県地域商業活性化事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第3号の規定により知事の指示を受けようとするときは、千葉県地域商業活性化事業事故報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 知事が規則第10条の規定により補助事業の状況報告を求めたときは、千葉県地域商業活性化事業遂行状況報告書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、千葉県地域商業活性化事業実績報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉県地域商業活性化事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 知事は、補助金交付先団体又は事業実施団体が規則第17条第1項の各号の規定のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。なお、これは補助事業について交付

すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第1項第3号イ又はウに該当する者(補助金交付先団体及び事業実施団体の役員等が同号ア、イ又はウのいずれかに該当する者であるときはその団体)とする。

(概算払の請求)

第12条 規則第16条第2項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、千葉県地域商業活性化事業補助金概算払請求書(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第13条 補助金交付先団体又は事業実施団体は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第14条 事業実施団体は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施団体は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的にしたがってその効果的な運用を図らなければならない。

(関係帳簿等の調査)

第15条 知事が必要があると認めた場合は、補助金交付先団体若しくは事業実施団体に対し報告を求め又は関係帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(財産の処分)

第16条 取得財産等のうち、規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により処分(他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。)を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 事業実施団体は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ補助金交付先団体を経由して、千葉県地域商業活性化事業補助金取得財産等の処分承認申請書(別記第10号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

この場合において、知事は、事業実施団体が当該取得財産等の処分をすることにより収入があるとき(取得財産等の取得日から知事が別に定める期間を経

過しているときを除く。)は、補助金交付先団体にその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助金交付先団体は、補助事業完了後に消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、千葉県地域商業活性化事業補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月26日から施行する。

附 則

この一部改正による改正後の千葉県地域商業活性化事業補助金要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正による改正後の千葉県地域商業活性化事業補助金要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正による改正後の千葉県地域商業活性化事業補助金交付要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正による改正後の千葉県地域商業活性化事業補助金交付要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正による改正後の千葉県地域商業活性化事業補助金交付要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正による改正後の千葉県地域商業活性化事業補助金交付要綱は、令和4年5月16日から施行する。

別 表

区 分	1 施設整備事業		
補 助 対 象 事 業	事業内容	<p>商店街等の活性化計画に基づいて実施する施設整備事業</p> <p>優先項目</p> <p>①空き店舗活用事業 空き店舗活用につながる継続可能な事業モデルを構築するために実施する事業</p> <p>②環境配慮型事業 地球温暖化対策、循環型社会への対応等の環境に配慮した事業</p> <p>③安全・安心推進事業 安全・安心な買い物環境づくりのために実施する事業</p>	
	事業実施団体	<p>商工団体 商店街団体 (政令市の区域内を除く)</p>	
	経 費 区 分	事業費	雑役務費等の事業経費
		施設整備費	施設の建設・改修又は取得に要する経費、店舗等の改修又は内外装工事（建物に付帯する設備工事を含む）
その他経費		上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	
補助率	<p>補助対象経費の 1/3 以内（ただし、空き店舗活用に係るものについては補助対象経費の 2/5 以内）</p> <p>また、市町村から県と同額以上の補助を受けること</p>		
補助限度額	3,000 千円		
補助期間	1 年間		
補助金交付先団体	<p>商工団体 (政令市の区域内を除く)</p>		

(次頁に続く)

別 表（続き）

区 分		2（1）活性化推進事業(新規的事業)	
補 助 対 象 事 業	事業内容	商店街等の活性化計画に基づいて実施する事業 優先項目 ①買い物弱者支援事業 買い物弱者支援につながる継続可能な事業モデルを構築するために実施する事業 ②空き店舗活用事業 空き店舗活用につながる継続可能な事業モデルを構築するために実施する事業 ③情報化事業 ホームページ作成をはじめとする IT を活用した事業	
	事業実施団体	商工団体、商店街団体（政令市の区域内を除く）	
	経 費 区 分	謝金	委員、講師等外部専門家に対する謝金
		旅費	委員、講師等外部専門家の旅費
		事業費	会議費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料（会場借料、店舗等賃借料を含む）、広告宣伝費、消耗品費、備品費、外注費、委託費、賃金、保険料、ソフトウェア購入費、雑役務費等の事業経費
その他経費		上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	
補助率	補助対象経費の 1/3 以内（ただし、空き店舗活用に係るものについては補助対象経費の 2/5 以内） また、市町村から県と同額以上の補助を受けること。		
補助限度額	1,000 千円		
補助期間	1 年間		
補助金交付先団体	商工団体（政令市の区域内を除く）		
区 分		2（2）活性化推進事業(連携事業)	
補 助 対 象 事 業	事業内容	地域商業が抱える課題を解決するために複数の団体が連携して取り組む事業	
	事業実施団体	商工団体、商店街団体、NPO法人等	
	経費区分	（1）活性化推進事業(新規的事業)と同じ	
補助率	補助対象経費の 2/3 以内(市町村からの補助の有無は問わない)		
補助限度額	1,000 千円		
補助期間	1 年間		
補助金交付先団体	商工団体、商店街団体、NPO法人等		

（次頁に続く）

別 表（続き）

区 分		3 活性化計画作成支援事業	
補 助 対 象 事 業	事業内容	(1) 地域の特色や住民のニーズを踏まえた地域商業の活性化のための計画作成事業 ① 地域商業が抱える課題を明らかにする取組 ② ①で明らかになった課題や地域住民の意向を踏まえた今後の方向性の検討や計画作成等 (2) 地域商店街活性化法及び中心市街地活性化法に対応するための計画作成事業	
	事業実施団体	商工団体 商店街団体 (政令市の区域内を除く。ただし、中心市街地活性化法への対応に係る計画作成事業についてはこの限りでない。)	
	経 費 区 分	謝金	委員、講師等外部専門家に対する謝金
		旅費	委員、講師等外部専門家の旅費
		事業費	会議費、資料作成費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料（会場借料を含む）、消耗品費、外注費、委託費、賃金、雑役務費等の事業経費
その他 経費		上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	
補助率	補助対象経費の 2/5 以内 (ただし、中心市街地活性化法への対応に係るものについては補助対象経費の 1/3 以内) また、市町村から県と同額以上の補助を受けること		
補助限度額	500 千円		
補助期間	1 年間		
補助金交付先団体	商工団体 (政令市の区域内を除く。ただし、中心市街地活性化法への対応に係る計画作成事業についてはこの限りでない。)		

(次頁に続く)

別 表 (続き)

区 分	4 (1) 地域商業機能複合化推進事業(消費動向等分析・テナントミックス構築事業(ソフト事業))	
補 助 対 象 事 業	事業内容	商店街等において、空き店舗等を活用した創業支援等の実施とともに、顧客の属性・消費動向等を調査分析し、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うことで、地域のニーズや新たな需要に対応し、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展に繋がる事業
	事業実施団体	商店街等組織又は民間事業者
	経費区分	謝金、旅費、会議費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費、通信運搬費
補助率	補助対象経費の 1/12 以内 また、国から 2/3 以内の補助を受け、市町村から県と同額以上の補助を行うこと。	
補助限度額	500 千円	
補助期間	1 年間	
補助金交付先団体	市町村	
区 分	4 (2) 地域商業機能複合化推進事業(商店街等新機能導入促進事業(ハード事業))	
補 助 対 象 事 業	事業内容	商店街等において、商店街等にはない新たな機能の導入に係る施設整備等を行い、顧客の属性・消費動向や商店街等のエリアへの波及効果等を調査分析するとともに、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うことで、地域のニーズや新たな需要に対応し、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展に繋がる事業
	事業実施団体	商店街等組織又は民間事業者
	経費区分	謝金、旅費、会議費、施設整備費、施設・設備の撤去に係る経費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、店舗改造費、無体財産購入費、備品費、借料・損料、消耗品費、委託費、外注費、補助員人件費、通信運搬費
補助率	補助対象経費の 1/8 以内 また、国から 1/2 以内の補助を受け、市町村から県と同額以上の補助を行うこと。	
補助限度額	3,000 千円	
補助期間	1 年間	
補助金交付先団体	市町村	

第1号様式（第4条）

千葉県地域商業活性化事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称及び代表者名）

年度において、下記のとおり千葉県地域商業活性化事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費 円
(2) 補助金交付申請額 円

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙「補助事業計画書」のとおり

3 補助事業完了予定期日 年 月 日

（添付書類）

- (1) 商店街等の活性化計画等（活性化推進事業（連携事業）、活性化計画作成支援事業及び地域商業機能複合化推進事業については不要）
- (2) 補助金交付先団体及び事業実施団体の当該年度の事業計画書、収支予算書
- (3) 補助金交付先団体及び事業実施団体の定款又は規約
- (4) 事業実施団体の組合員（構成員）名簿
- (5) 事業実施団体の区域図（事業の対象とするエリアや実施場所を示した地図）
- (6) 位置図、見取り図、設計概要図等の事業計画図
- (7) 補助金交付先団体及び事業実施団体の誓約書（別記第2号様式）、役員等名簿（別記第3号様式）
- (8) 地域商業複合化推進事業にあつては、国に提出した申請書の写し及びその添付書類並びに補助金交付決定通知書の写し（なお、(2)から(7)のうち、国に提出したこれらの写しに同様の書類がある場合は、(8)により省略可）
- (9) その他知事が必要と認める書面

(4) 整備する施設等の名称・仕様、所要経費及び設置場所等
(施設整備事業)

施設等名称		
実施場所		
施設等の 内容等	施設等の種類・内容	
	構造、能力形状等	
	建築面積等	
	数量等	
	建設、取得、改修等に要する費用	円
建設用地	敷地の面積	m ²
	用地確保の状況	自己所有地 m ²
		借地 m ² (所有者、借地条件等の内容)
	購入 m ² (購入費、造成費等、財源内訳)	
工事時期	年 月～ 年 月	

(5) 中心市街地活性化法への対応等
(活性化計画作成支援事業のうち、中心市街地活性化法に対応する事業の場合)

事業名	
基本計画の 認定	有 ・ 無 ※いずれかに○
中心市街地 の状況	①中心市街地の範囲（地図を添付） ②中心市街地の現状（都市計画の状況・商業活動の状況等具体的に記載）
事業区分	ア 活性化計画作成事業 イ 事業設計・調査・システム開発事業 ※いずれかに○
事業内容	① 実施地区（計画策定対象地区等。地図を添付。） ② 目的及び必要性 ③ 内容 ④ 実施時期 ⑤ 事業効果及び今後の展開
認定基本計画と 本事業の関係 (事業設計・調査 ・システム開発 事業の場合)	(認定基本計画との関係を具体的に記載)

※事業設計・調査・システム開発事業は、中心市街地活性化協議会会員名簿を添付すること。

2 補助事業に要する経費の配分等

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費 (総事業費)	補助対象 経 費 (別表に該 当する経 費の総額)	県補助 限度額	補助対象経費内訳			
				県補助金	市町村 補助金	事業実施 団体負担額	その他 ()
計							

- (注) 1) 経費区分は別表「補助対象事業の経費」により記入すること。
 2) 補助事業に要する経費(総事業費)と補助対象経費に差額が生ずる場合、その負担区分を欄外に明記すること。
 3) 事業経費は積算根拠を付属資料として添付すること。

第2号様式（第4条）

誓約書

年 月 日

千葉県知事

様

（所在地）

（名称及び代表者名） 印

補助金の交付を申請した事業を行う者（補助金交付団体及び事業実施団体の役員等（会長、会頭、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が、千葉県地域商業活性化事業補助金交付要綱第3条第1項第3号のア、イ、ウのいずれにも該当せず、将来においても当該第3号のア、イ、ウのいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付の申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

第3号様式（第4条）

役員等名簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における当団体の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

(所在地)

(名称及び代表者の氏名)

㊞

役員等名簿には、補助金交付先団体及び事業実施団体の役員等（会長、会頭、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

第4号様式（第6条関係）

千葉県地域商業活性化事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称及び代表者名）

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県地域商業活性化事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第1号（第3号）の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容（変更の内容がわかるように具体的に記載すること。）
- 3 中止の期間（廃止の時期）

第5号様式（第6条関係）

千葉県地域商業活性化事業事故報告書

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称及び代表者名）

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県地域商業活性化事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり事故があったので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第4号の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

第6号様式（第7条関係）

千葉県地域商業活性化事業遂行状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

（所在地）

（名称及び代表者名）

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった
千葉県地域商業活性化事業補助金に係る補助事業の遂行状況について、千葉県補
助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額
- 2 支出済額
- 3 補助事業の遂行状況

第7号様式（第8条関係）

千葉県地域商業活性化事業実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称及び代表者名）

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県地域商業活性化事業を完了したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

1 事業に要した経費及び補助金交付決定額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要した経費 | 円 |
| (2) 補助金交付決定額 | 円 |

2 補助事業に要した経費の配分

別紙「補助事業実績書」のとおり

3 補助事業完了期日

年 月 日

（添付書類）

- (1) 補助金交付先団体及び事業実施団体の当該年度の事業報告書(案)、収支決算(見込)書
- (2) 契約書及び領収書の写し
- (3) 関係函面及び完成写真
- (4) 地域商業機能複合化推進事業にあつては、国に提出した実績報告書の写し及び添付書類並びに確定通知書の写し（なお、(1)から(3)のうち、国に提出したこれらの写しに同様の書類がある場合は、(4)により省略可）
- (5) その他知事が必要と認める書類

別紙

補助事業実績書

1 補助事業実績の内容等

事業実施団体	名 称	
	代表者	
	所在地	
事 業 名		
事 業 内 容		
事業を実施したことによる効果及び今後の展開		

2 補助事業に要した経費の配分等

(単位：円)

経費区分	補助事業に要した経費 (総事業費)	補助対象経費 (別表に該当する経費の総額)	県補助 限度額	補助対象経費内訳			
				県補助金	市町村 補助金	事業実施 団体負担額	その他 ()
計							

- (注) 1) 経費区分は別表「補助対象事業の経費」により記入すること。
 2) 補助事業に要した経費(総事業費)と補助対象経費に差額が生ずる場合、その負担区分を欄外に明記すること。
 3) 事業経費は積算根拠を付属資料として添付すること。

第 8 号様式（第 9 条関係）

千葉県地域商業活性化事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事

様

（所在地）

（名称及び代表者名）

年 月 日付け千葉県 達第 号 で額の確定のあった
千葉県地域商業活性化事業補助金について千葉県補助金等交付規則第 15 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円

第9号様式（第12条関係）

千葉県地域商業活性化事業補助金概算払請求書

年 月 日

千葉県知事

様

（所在地）

（名称及び代表者名）

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった
千葉県地域商業活性化事業補助金については千葉県補助金等交付規則第16条第
2項の規定により、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

金

円

第10号様式（第16条関係）

千葉県地域商業活性化事業補助金取得財産等の処分承認申請書

年 月 日

千葉県知事

様

（所在地）

（名称及び代表者名）

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県地域商業活性化事業補助金に係る取得財産等を下記のとおり処分することについて、千葉県地域商業活性化事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目・名称及び取得日
- 2 取得価格又は効用が増加した価格及び処分することにより収入があるときはその収入額
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

千葉県地域商業活性化事業補助金に係る消費税額及び地方消費税額の
確定に伴う報告書

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称及び代表者名）

千葉県地域商業活性化事業補助金交付要綱第 1 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。